

1 整備計画（案）

別紙のとおり

2 変更理由

社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められる駐車場、高圧蓄電機器施設、公衆用道路、太陽光発電施設、進入路等により、利用の変更を行う必要が生じたことから、整備計画を変更する。

この農用地区域から除外するために行う変更は、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という）法第13条第2項の要件をすべて満たしているものに該当するものである。

いずれの変更においても、該当地は、農業生産基盤整備事業等の計画もなく、この変更による他への農地の影響は軽微である。

① 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について（別紙 1）

② 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について（別紙 2）

③ 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更について（該当なし）

（2）農業生産基盤の整備開発計画について（該当なし）

（3）農用地等の保全について（該当なし）

（4）農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について（該当なし）

（5）農業近代化施設の整備計画について（該当なし）

（6）農業を担うべき者の育成及び確保の施設の整備について（該当なし）

（7）農業従事者の安定的な就業の促進計画について（該当なし）

（8）生活環境施設の整備計画について（該当なし）

3 添付図面

土地利用計画図（付図 1 号）

注）

- 1 「整備計画案」には、変更整備計画の概要を記述し、変更案を添付する。
- 2 「変更理由」には、最初に総括的な変更理由について記述するとともに、次の項目ごとに具体的な変更理由を記載すること。農用地利用計画については別紙 1，2，3 を作成し、添付すること。
- 3 「添付図面」は、変更前の整備計画に添付している土地利用計画図のうち、当該変更に係る部分を明示して提出するものとする。